

議案第192号

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(区の事務所) 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(区の事務所) 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
西区役所	さいたま市西区西大宮 3丁目4番地2	[略]	西区役所	さいたま市西区大字指 扇3743番地	[略]
[略]			[略]		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	区 域		名称	区 域	
西区	大字飯田、大字飯田新田、大字植田谷本、大字植田谷本村新田、大字上野本郷、大字内野本郷、大字上内野、大字指扇、大字指扇領辻、大字指扇領別所、大字佐知川、大字三条町、大字島根、大字下内野、大字昭和、		西区	大字飯田、大字飯田新田、大字植田谷本、大字植田谷本村新田、大字上野本郷、大字内野本郷、大字上内野、大字指扇、大字指扇領辻、大字指扇領別所、大字佐知川、大字三条町、大字島根、大字下内野、大字昭和、	

大字清河寺、大字高木、大字塚本、塚本町1丁目から塚本町3丁目まで、大字土屋、大字中釘、大字中野林、大字西遊馬、大字西新井、大字西内野、 <u>西大宮1丁目から西大宮4丁目まで</u> 、大字平方領々家、大字二ツ宮、プラザ、大字宝来、大字水判土、大字峰岸、三橋5丁目及び三橋6丁目、宮前町並びに湯木町1丁目及び湯木町2丁目	大字清河寺、大字高木、大字塚本、塚本町1丁目から塚本町3丁目まで、大字土屋、大字中釘、大字中野林、大字西遊馬、大字西新井、大字西内野、大字平方領々家、大字二ツ宮、プラザ、大字宝来、大字水判土、大字峰岸、三橋5丁目及び三橋6丁目、宮前町並びに湯木町1丁目及び湯木町2丁目
[略]	[略]

(さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第279号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
(消防署の名称、位置及び管轄区域)	(消防署の名称、位置及び管轄区域)																				
第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。	第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">さいたま市西消防署</td> <td style="text-align: center;">さいたま市西区</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>西大宮3丁目4番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管轄区域	さいたま市西消防署	さいたま市西区	[略]	<u>西大宮3丁目4番地</u>	[略]			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">さいたま市西消防署</td> <td style="text-align: center;">さいたま市西区</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>大字清河寺44番地1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管轄区域	さいたま市西消防署	さいたま市西区	[略]	<u>大字清河寺44番地1</u>	[略]		
名 称	位 置	管轄区域																			
さいたま市西消防署	さいたま市西区	[略]																			
	<u>西大宮3丁目4番地</u>																				
[略]																					
名 称	位 置	管轄区域																			
さいたま市西消防署	さいたま市西区	[略]																			
	<u>大字清河寺44番地1</u>																				
[略]																					

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)

- 2 さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
さいたま市西福祉事務所	さいたま市西区西大宮 3丁目4番地2	[略]	さいたま市西福祉事務所	さいたま市西区大字指 扇3743番地	[略]
[略]			[略]		